

介護老人保健施設 LA・LA・LA
及び
介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人中野会が開設する介護老人保健施設LA・LA・LA及び介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型（以下「当施設」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- 2 当施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
 - 3 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 当施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 LA・LA・LA
- (2) 名称 介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型
所在地 愛知県半田市更生町一丁目123番地の13

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設 LA・LA・LA
 - ① 管理者 1名（医師と兼務）
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - ② 従業者

医師	1名以上
薬剤師	1名以上
看護職員	7.7名以上（常勤換算）
介護職員	19.3名以上（常勤換算）
支援相談員	1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0.8名以上（常勤兼務）
管理栄養士又は栄養士	1名以上
介護支援専門員	1名以上

従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。
 - ③ 事務職員 2名以上
必要な事務を行う。

(2) 介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型

① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医師 1名以上

薬剤師 1名以上

看護職員 1.7名以上（常勤換算）

介護職員 5.3名以上（常勤換算）

支援相談員 1名以上

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

0.2名以上（常勤換算）

管理栄養士又は栄養士 1名以上

介護支援専門員 1名以上

従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たる。

③ 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

（入所者定員）

第5条（1）介護老人保健施設 LA・LA・LA

入所定員は80名とする。（多床室 4人室 16室、2人室 8室）

（2）介護老人保健施設 LA・LA・LAユニット型

入所定員は20名とする。（ユニット型個室 20室）

2 ユニット数は2ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

（介護施設サービスの内容及び利用料等）

第6条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表のとおりとする。

（1）入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

（2）機能訓練及びその他必要な医療

（3）療養上の世話

（4）健康チェック

（5）退所時指導

2 その他の費用

その他の費用として、居住費・食費・日用品費・教養娯楽費・理美容代等利用料を別に定める料金表のとおり支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

3 当施設は、前項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第7条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（1）別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。

- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 当施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に次の措置を講ずる。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 当施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備

する。

- (1) 採用研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人役員と当施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。